

沖縄県国際観光イノベーション特区

国家戦略特区制度

国家戦略特区制度 とは

規制改革の推進によって、産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点形成を図ることを目的としています。

国家戦略特区とは

国家戦略特区制度は、成長戦略の実現に必要な、大胆な規制・制度改革を実行し、「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を創出することを目的に創設されました。

（平成25年12月、国家戦略特別区域法が公布）

全国の自治体に参加しているものではなく、**16区域（27自治体）**が国家戦略特区として指定されています。（R6.6末時点）

参加自治体は、規制を緩和する特例の活用が可能となっています。



特区自治体（区域別）

- 1 北海道
- 2 宮城県及び熊本県
- 3 宮城県仙台市
- 4 秋田県仙北市
- 5 福島県及び長崎県
- 6 茨城県つくば市
- 7 千葉県千葉市及び成田市、東京都並びに神奈川県
- 8 新潟県新潟市
- 9 石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町
- 10 愛知県
- 11 京都府、大阪府及び兵庫県
- 12 大阪府大阪市
- 13 兵庫県養父市
- 14 広島県及び愛媛県今治市
- 15 福岡県北九州市及び福岡市
- 16 沖縄県

沖縄県は特区自治体に指定されており、県全域で特例の活用が可能

特区自治体にできること

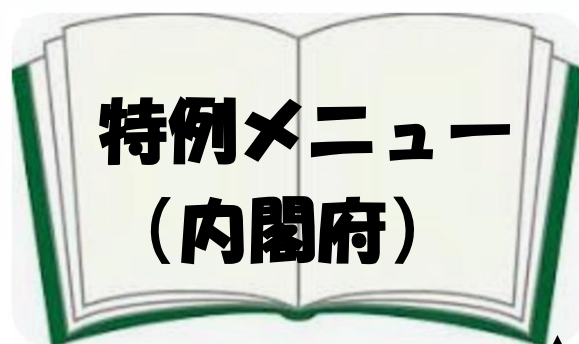
① 特例の活用

特区自治体等の提案を経て実現された特例は、特例メニューとして一覧化されており、特区自治体は、当該メニューにある特例を活用することが可能となっています。



約70種類の特例

【メニューの一覧】
(内閣府ホームページ)



② 特例の提案

特区自治体は、次の2点を満たす特例を内閣府に提案することができます。



追加

- 地域課題の解決につながるもの
- 規制緩和の制度設計が可能なもの

提案後、省庁との折衝等を経て**実現**した特例は、特例メニューに加わります。

特例の事例紹介

メニュー活用

① 地域限定保育士

沖縄県は平成27年から（全国初）活用

児童福祉法の特例を活用して、地域限定保育士試験を実施し、保育士資格者を増やして待機児童対策を図る。

○地域限定保育士試験

二次試験（実技試験）の代わりに講習受講を選択可能。合格後3年間は沖縄県内でのみ保育士として勤務可能。（経過後は全国資格へ）



メニュー活用

② 小規模酒造免許

沖縄県は令和5年から恩納村で活用

規制改革の概要

酒類の製造免許に係る最低製造数量基準

現行



単式蒸留焼酎 → 10kℓ

原料用アルコール
果実酒
リキュール → 6kℓ

特区



地域の特産物[※]を原料として製造

※地方公共団体の長が指定

単式蒸留焼酎
原料用アルコール → 適用なし

果実酒 → 2kℓに緩和

リキュール → 1kℓに緩和

農業・漁業の6次産業化、地域ブランドの創出、雇用の拡大・交流人口の増加

恩納村でヤマブドウを原料としたワインの製造で活用されています。



③ 創業ワンストップセンター

沖縄県は令和
5年から活用

開業促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の各種手続を総合的に支援。

沖縄県創業ワンストップセンター

場所：沖縄県那覇市松山1丁目2番13号 長谷工那覇ビル1F

対応時間：平日 午前11時～午後6時

まずはWebサイトから相談予約を→



新規提案

④ 高卒保育従事者の保育士試験の特例

令和6年
新規提案

高卒保育従事者の保育士試験受験時期を1年程度早める規制緩和（見込み受験の導入）により待機児童対策を図る。

制度改正に向けて
こども家庭庁と調整中



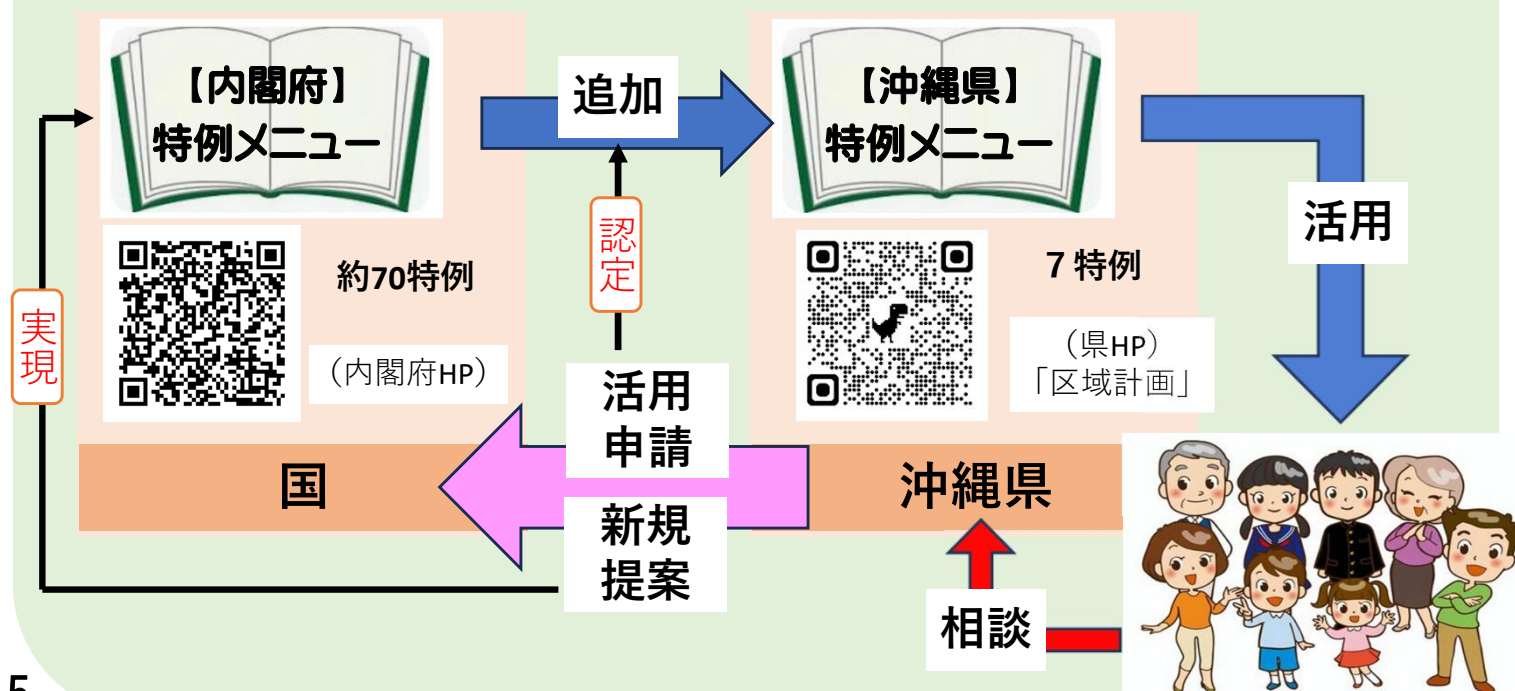
Q 1 特例メニューを活用するために必要なことは何ですか。

A

沖縄県内で特例メニューを活用するためには、県から内閣府に活用申請を行い、認定を受ける必要があります。認定を受けると、沖縄県の特例メニュー（区域計画）に追加され、特例により異なりますが、一定の県民や県内事業者が特例を活用できる状況となります。

< 一例 >

	県メニューの特例	認定単位	活用可能者
1	地域限定保育士	県全域	県内で受験する者（県HP参照）
2	小規模酒造免許	恩納村	恩納村内で酒造しようとする者 （名護税務署。他市町村で活用したい場合は、当該市町村を追加する活用申請と認定が必要）
3	創業ワンストップ	県全域	県内で創業する者（県HP参照）



Q 2

**活用申請（内閣府メニューから県メニューへ追加）
のために必要なことは何ですか。**

A

沖縄県が活用申請を行うかは、特例を活用したいとする事業者や市町村の意向を踏まえつつ、県内に当該特例を活用するニーズが認められるかを見極めて判断することになります。

まずはお気軽にご相談ください。

Q 3

**新規提案（内閣府メニューに新しく追加する提案）
のために必要なことは何ですか。**

A

沖縄県は、

○地域課題の解決につながるもの

○規制緩和の制度設計が可能なもの

の2点を満たす特例について、内閣府へ提案することとしています。

まずはお気軽にご相談ください。

Q 4

相談から活用までの期間について教えてください。

A

相談内容にニーズ等が認められる場合には、概ね次のような期間が目安となります。

	相談から申請／提案	活用／実現まで
活用申請	1～4 か月程度	申請から1 か月程度で活用可能
新規提案	3～6 か月程度	提案から1 年以内で実現又は断念

沖縄県では、 次のような方々を募集しています！

- メニューに掲載の規制改革措置を活用希望の事業者の皆様
- 新たな規制改革のアイデアをお持ちの事業者の皆様

詳しくは、下記へお問い合わせください

問い合わせ先

沖縄県企画部企画調整課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話：098-866-2026

Web：<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/>

